

令和7年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年9月9日

湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年9月9日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室25・26

開会 午前9時35分

閉会 午前9時58分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	杓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	16番	高橋 忠雄
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎(会長)
9番	由利 幸悦		
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

15番 高橋 郁夫

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午前9時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰

主 幹 柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 農地法第4条第1項第8号の届出

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時35分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、15番 高橋 郁夫 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、2番 佐々木 昇 委員、3番 伊藤 秀郎 委員 の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は3件で、面積は17,541㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが3件であります。</p> <p>次に、2 農地法第4条第1項第8号の届出は1件で、届出土地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田で、面積は■■■■㎡の内195㎡に農業用格納庫を建築するためとなっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、5条所有権移転 申請番号 第3号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、8月26日付けで許可し、事業計画変更 申請番号 第1号については、関連案件である5条所有権移転 申請番号 第3号の許可とあわせて、8月26日付けで承認しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年9月9日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書5ページの3条賃貸借権設定 申請番号 第16号 は、4番 川崎 秀悦 委員 に関する案件、議案書7ページの3条所有権移転 申請番号 第27号 は、私、19番 高橋 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、3条賃貸借権設定 申請番号 第16号 を審議しますので、4番</p>

	川崎 秀悦 委員 の退席をお願いいたします。
	(4番 川崎 秀悦 委員、退席) (午前9時42分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。
新山事務局長	議案書5ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第16号は、面積が109㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第16号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。
	(4番 川崎 秀悦 委員、着席) (午前9時43分)
議長	次に、議案書7ページの 3条所有権移転 申請番号 第27号 を審議しますが、私、19番 高橋の案件となります。 審議に先立ち、ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。 (午前9時43分)
議長(職務代理)	休憩前に引き続き議事を再開いたします。(午前9時43分)
議長(職務代理)	それでは、議案書7ページの 3条所有権移転 申請番号 第27号 を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。
	(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午前9時44分)

議長(職務代理)	事務局より説明をお願いします。
議長(職務代理)	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。
新山事務局長	議案書7ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第27号 は、面積が1.24㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議長(職務代理)	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議長(職務代理)	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長(職務代理)	全員挙手。3条所有権移転 申請番号 第27号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午前9時45分)
議長(職務代理)	ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。 (午前9時45分)
議長	休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午前9時45分)
議長	次に、議案第19号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。 (新山事務局長、挙手)
議長	新山事務局長。
新山事務局長	議案書4ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、使用貸借権設定は1件で、面積は30,675㎡であります。申請番号第5号の申請事由は、高齢による経営縮小のためであります。

	<p>次に、議案書5ページから6ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条賃貸借権設定は5件で、面積は30,414.37㎡であります。申請事由は、申請番号第17号、第20号、第21号は経営縮小のため、第18号、第19号は基盤法からの切替のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書7ページから9ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は6件で、面積は7,077㎡であります。申請事由は、申請番号第19号、第22号は農業廃止のため、第23号、第24号、第25号、第26号は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第19号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第20号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(新山事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>議案第20号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年9月9日提出。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権の新規設定が1件で、面積は5,709㎡であります。</p> <p>促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が1件で、面積は5,709㎡あります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は、令和7年10月31日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第20号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年9月9日提出。</p> <p>5条 所有権移転 申請番号第4号について説明させていただきます。</p> <p>議案書13ページ、議案付属資料15ページから24ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は■■■■m²の内495m²であります。</p> <p>申請内容は、現在、市内でアパート暮らしのため、小学校に近く住環境が良好な地域にある申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。</p> <p>申請地は、市立稲川小学校から■■■■■■■■■■km、湯沢市役所稲川庁舎から■■■■■■■■■■kmに位置し、東側は畑、西側は水路(道路)、南側は水路、北側は宅地に隣接しており、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。なお、農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)については、公告・縦覧期間が令和7年9月3日に終了し、9月5日に決定公告がされ農振除外となっております。</p> <p>事業計画は、造成・盛土工事は行わず、住宅■■■■m²、駐車場等■■■■m²、通路■■■■m²、雪寄せ場等■■■■m²を整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得費■■■■■■■■■■円、施設・建物建築経費■■■■■■■■■■円、</p>

測量・登記経費■■■■円、計■■■■円で、資金計画は全額借入資金となっており、金融機関の事前審査結果の書類により確認しております。

被害防除計画は、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わず、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第1種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断しました。

次に、5条所有権移転 申請番号第5号について説明させていただきます。議案書13ページ、議案付属資料25ページから31ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■、地目は畑、面積は■■■m²であります。

申請内容は、現在、借地に住宅を建て居住しているが、老朽化したため、現住居の近くにある申請地を取得して、住宅を新築するための転用であります。

申請地は、市立湯沢東小学校から■■■■km、湯沢市役所から■■■■kmに位置し、東側、西側、北側は宅地、南側は道路に隣接しております。

農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、造成・盛土工事は行わず、住宅■■■m²、駐車場・通路・雪寄せ場等■■■m²を整備するものです。

事業費は、用地取得費■■■■円、造成・整地経費■■■■円、建物建設経費■■■■円、設計費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、計■■■■円で、資金計画は全額借入資金となっており、金融機関の事前審査結果の書類により確認しております。

被害防除計画は、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わず、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長


ここで、現地確認結果について、9番 由利 幸悦 委員から報告願います。

議 長	<p>(9番 由利 幸悦 委員、挙手)</p> <p>9番 由利 幸悦 委員。</p>
9 番	<p>議案第21号の現地確認について報告いたします。</p> <p>8月27日、10番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしましてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第21号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第21号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第21号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前9時58分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年9月9日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 2番 佐々木 新 

署名委員 3番 伊藤 秀郎 